

# ○乗務員講習について

## 【乗務員講習とは】

患者等搬送事業に従事する乗務員の方を対象とした講習で、応急手当に関する知識、技術及び消防機関との連携要領等を習得し、利用された方の容態が急変した際に、速やかに応急手当を施すことができる乗務員を養成する講習です。

## 【受講該当者】

当消防本部管内に所在する患者等搬送事業に従事し、年齢が18歳以上の方

## 【受講区分】

### 1 乗務員講習【3日間】

乗務員として、寝台車や車椅子専用の患者等搬送用自動車に乗務する方

### 2 乗務員（車椅子専用）講習【2日間】

乗務員として、車椅子専用の患者等搬送用自動車に**限定して**乗務する方

### 3 定期講習【3時間】

上記1又は2の乗務員受講を修了した方で、各講習受講後2年目となる方

## 【受講申込み】

受講希望者は、電話等により右記の問合せ先にご連絡ください。

後日、講習開催の案内文書を送付しますので、案内文書に従い「乗務員講習等受講申請書」（様式第4号）により、郵送等で申し込んでください。

### <問合せ先>

〒027-0072

岩手県宮古市五月町2番1号  
宮古地区広域行政組合消防本部  
消防課警防係

電話：0193-71-1159  
FAX：0193-71-1251